

令和 3 年 5 月 26 日現在

機関番号：27301

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2020

課題番号：19K13875

研究課題名（和文）日米におけるゴーイング・コンサーン監査の影響に関する研究

研究課題名（英文）Effects of Going Concern Opinion

研究代表者

坂根 純輝（Sakane, Yoshiteru）

長崎県立大学・経営学部・准教授

研究者番号：40738001

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,000,000円

研究成果の概要（和文）： 経営者主導で開示された日本のGC（ゴーイング・コンサーン）情報に比べ、監査人主導で開示されたアメリカのGC情報に投資家は強く反応するのではないだろうかというリサーチクエスチョンを検証するために、GC情報が開示された企業群とGC情報が開示されていない企業群とのボラティリティの差を日米の企業群同士で比較した。ただし、サンプルサイズが小さかったため、ブートストラップ標本のヒストグラムを単純に比較した。

サンプルサイズが小さいという研究上の限界があるものの、経営者主導で開示された日本のGC情報に比べ、監査人主導で開示されたアメリカのGC情報に投資家は強く反応するという経験的証拠が得られた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究成果はGC情報の定量的な日米比較に関する初期の証拠を提供することができた。サンプルサイズが小さいという研究の限界があり、今後追加検証が必要であるものの、経営者主導で情報を提供する報告形式と比べ、監査人主導で情報を提供する報告形式に投資家が強く反応するという経験的証拠を提供できたことは、GC情報における会計・監査の開示制度だけでなく、他の会計・監査の開示制度を検討する際の一助となるのではないだろうか。

研究成果の概要（英文）： In the U.S. and Japan, auditors assess the going concern ability (GC) of a company. Japanese Auditing Standards and American SAS No. 59 differ with respect to who has the initiative to disclose GC information. In Japan, management first assesses the GC of the company. In the U.S., auditors first assess the GC of the company (SAS No. 59). From the viewpoint of agency slack, it can be presumed that stockholders are much more responsive to American GC information that is reported on the initiative of auditors than Japanese GC information that is reported on the initiative of management.

This research compared the difference in volatility of GC companies between Japan and the United States. Although there is a limit to the small sample size, it has become clear that shareholders are more responsive to US GC information than Japanese GC information.

研究分野：会計学

キーワード：ゴーイング・コンサーン情報 ボラティリティ エージェンシー・スラック

## 1. 研究開始当初の背景

我が国及びアメリカでは、監査人が企業の事業活動の存続可能性を監査している。当該監査を本研究ではGC(ゴ・イング・コンサ・ン、すなわち継続企業の前提のことである。)監査という。

我が国では、企業の継続能力について経営者が第一義的に評価する責任を有している。もしGCに重要な不確実性があった場合、経営者はGC情報を財務諸表の注記に書き留めなければならない。そして、制度上、監査人は経営者が評価したGC情報を監査基準に従って監査する。もし、GCに重要な不確実性があった場合、監査人はGC注記に関する追記を監査報告書に記載しなければならない。我が国では、経営者が第一義的にGCを評価し、経営者が評価したGC情報を監査人が監査する。つまり、我が国では経営者がGC情報の開示に関する主導権を握っている。

経営者のGC情報に対する責任に関する初のGAAP(FASB(2014)Presentation of Financial Statements- Going Concern (Subtopic 205-40), No. 2014-15.)が公表されるまで、アメリカの監査では、第一義的に監査人がGCを評価する責任を有していた。もし、アメリカにおいて監査人がGCに重大な疑念があると結論づけた場合、監査人はGCの重大な疑念に言及した説明区分を監査報告書に記載しなければならない。また、SEC(SEC(1984)Financial Reporting Releases No.16.)は、経営者に対して、GCに関する重大な疑念が存在する旨の指摘を監査人から受けた場合、その旨を開示することを要求していた。アメリカではGCを評価する第一義的な責任は監査人にあり、経営者は監査人による重大な疑念の指摘を受けて、関連する情報を開示する責任を負っていたのである。つまり、2014年までのアメリカでは監査人がGC情報の開示に関する主導権を握っていた(本文書は2014年以降のアメリカのGC監査の仕組みに言及しない。)

そこで、本研究は、「経営者主導で開示された日本のGC情報に比べ、監査人主導で開示されたアメリカのGC情報に株主は強く反応するのではないだろうか」という学術的な問いを出発点とした。この問いは、ミクロ経済学のエージェンシー・スラックを理論的根拠としている。エージェンシー・スラックとは、経営者が依頼人である株主の利益を追求せず、経営者の利益を優先する状況のことである。株主と経営者の間ではエージェンシー・スラックが生じる可能性があるため、株主は経営者の主張より第三者である監査人の主張を信頼することになるだろう。よって、株主は、経営者が主導的に開示した日本のGC情報以上に第三者である監査人が主導的に開示したアメリカのGC情報により強く反応すると考えられるのである。

## 2. 研究の目的

日米ではどちらもGC監査を実施しているものの、日本の監査基準とアメリカのSAS59号等ではGC情報の第一義的な評価者が異なる。日本ではGCを経営者が評価した後に監査人が企業のGCを監査する。アメリカのSAS59号等に従った監査では経営者の評価とは関係なくGCを監査人が第一義的に評価する。日米のGC監査制度では上述した違いがあるものの、経営者が第一義的に評価したGC情報と監査人が第一義的に評価したGC情報のどちらに情報価値があるのかを実証的に明らかにした研究は見当たらない。そこで、本研究は経営者が第一義的に評価したGC情報と監査人が第一義的に評価したGC情報のどちらの情報が株主にとってより情報価値があるのかを明らかにすることを目的とする。

## 3. 研究の方法

上述してきた研究の目的を検証するために、本研究は以下の仮説を設定した。  
仮説：日本でGC監査が始動した2003年からアメリカにおいてGC情報に関するGAAPが設定された2014年までの間において、経営者主導でGC注記/追記が開示された日本企業のヒストリカルボラティリティに比べ、監査人主導でGC意見が開示されたアメリカ企業のヒストリカルボラティリティは大きい。

この仮説の検証にあたっては傾向スコアマッチングを用いる。傾向スコアマッチングとは、GC情報が開示された企業群(GC企業という。)とGC情報が開示されていない企業群(NonGC企業という。)の2つの群を比較する場合、2群間でGC情報が開示された事以外の背景(例えば、収益性、安全性、企業の規模など。)が類似する企業同士のみをマッチングする方法のことである。傾向スコアマッチングを実施することにより、統計的に有意な結果となるために変数を入れ替えるP値ハッキングの疑いを避けることができ、GC企業とNonGC企業との間にGC情報が開示された事以外の背景因子の差が少なくなる。

本研究では株価の計測時期を合わせるために、アメリカの3月決算を採用しているGC企業と日本の3月決算を採用しているGC企業をマッチングさせるが、アメリカにおいて3月決算を採用している企業は非常に少ないため、サンプルサイズも小さくなる。サンプルサイズが小さいため、通常の回帰式を使用した分析やT検定は実施できない。そこで、本研究はブートストラップ法を実践していく。ブートストラップ法とは、1つの標本から復元抽出を繰り返して大量の標本

を生成し、それらの標本から推定値を計算し、母集団の性質を分析する方法である。本研究は、日本のGC企業とマッチングされた日本のNonGC企業とのヒストリカルボラティリティの差をサンプルごとに求め、その差の数値をブートストラップ法により再抽出していく。なお、アメリカの企業群にも同様の処理を実施していく。

GC企業のボラティリティからNonGC企業のボラティリティを差し引いた数値を使用し、ブートストラップ標本抽出を2000回行い、実際の数値に基づいて推定された2000個の数値を算出した。その結果をヒストグラムに表示した。なお、アメリカのヒストグラムと日本のヒストグラムの2つのヒストグラムを作成した。

#### 4. 研究成果

ブートストラップ標本から作成したヒストグラムを比較すると、アメリカではGC企業とNonGC企業とのボラティリティには、3%から3.5%の差が生じることが最も多く、日本ではGC企業とNonGC企業とのボラティリティには、2%から2.5%の差が生じることが最も多いことが判明した。また、ヒストグラムを観察すると、日本に比べ、アメリカでは、GC情報に対してボラティリティが大きくなるパターンが多いことが読み取れた。これらのことから、日本のGC情報に比べ、アメリカのGC情報に投資家が強く反応する可能性が高くなることを裏付ける一つの証拠を提供することができたと考えられる。つまり、本研究では、経営者主導でGC注記/追記が開示された日本企業のヒストリカルボラティリティに比べ、監査人主導でGC意見が開示されたアメリカ企業のヒストリカルボラティリティが大きくなるという仮説が棄却されず、仮説の確からしさが高まったと捉えられる。なお、本研究結果から、日本のGC企業が日本のNonGC企業と比べて、ボラティリティが大きくなることも検証できた。

これまで国内外においてGC情報の定量的な日米比較の研究は見当たらなかったため、本研究は、GC情報の定量的な日米比較に関する初期の証拠を提供することができたといえるだろう。サンプルサイズが小さいという研究の限界があるものの、経営者主導で情報を提供する報告形式と比べ、監査人主導で情報を提供する報告形式に投資家が強く反応するという経験的証拠を提供できたことは、GC情報における会計・監査の開示制度だけでなく、他の会計・監査の開示制度を検討する際の一助となるのではないだろうか。

本研究の限界は、サンプルサイズが小さかったため、アメリカ企業のデータを元にしたヒストグラムに安定感が無く、断定的な結論を述べるができなかったことである。

当初予期していなかったトラブルとして、分析対象のサンプルサイズが小さくなってしまったことがあげられる。サンプルサイズが小さくなった理由は二つある。第一に、日本の上場企業の多くが3月決算を採用しているものの、アメリカの上場企業の多くが12月決算を採用しているため、日米の3月決算を採用しているGC企業を研究対象とした場合、アメリカの3月決算採用企業のデータを回収することが困難になってしまったからである。第二に、サンプルの背景を合わせるために、分析対象企業を不安定なベンチャー市場や中小株市場の企業に限定し、業種も正確にマッチングさせ、傾向スコアマッチングを行ったことによって、研究に使用できる企業データが少なくなってしまうからである。本研究では、サンプルの背景を厳密に揃えたために、実験に使用できるサンプルサイズが非常に小さくなってしまった。精度は落ちるものの、サンプルの背景を揃えることにこだわりすぎず、より大規模なデータを使用して本仮説を追加検証する必要がある。この点は今後の課題としたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 坂根純輝	4. 巻 72(9)
2. 論文標題 (Salon de Critique) 監査報告書が同業他社に与える影響	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 企業会計	6. 最初と最後の頁 6-7
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 坂根純輝	4. 巻 72(10)
2. 論文標題 (Salon de Critique) 監査報告書からみえるインサイダー取引	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 企業会計	6. 最初と最後の頁 6-7
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 坂根純輝	4. 巻 198(6)
2. 論文標題 GC情報がボラティリティに与える影響の日米比較	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 會計	6. 最初と最後の頁 71-83
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------